

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

多古町立多古中学校

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「当該生徒が在籍する中学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは関係家族等にも深い影を落とすが、当然のごとく誰よりも苦悩に苛まれるのは、いじめを受けた当該生徒である。いじめはかけがえのない一人の人間としての尊厳及び未来を奪うものであり、重大な人権侵害である。

この認識のもと、本校は生徒尊重（生徒の気持ち尊重）を第一義とする精神を貫き、いじめ問題への対応は、全職員が一丸となって防止・早期発見・適切な対処に努める。さらに、保護者等への正確で丁寧な説明を行うこととする。

2 いじめの形態（具体的な内容）

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・けんかやふざけ合いであっても、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」と認知する。

（参考）○文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

○いじめ防止対策推進法【平成26年9月28日施行】

○いじめ防止基本方針【平成29年3月16日改定】

3 学校いじめ対策組織の設置と校内体制

生徒指導部会を核とした学校いじめ対策委員会を設置し、以下の取組を実施する。

〔組織〕

名 称：いじめ対策委員会

構成員：校長 教頭 生徒指導主事 各学年主任 養護教諭
各学年生徒指導担当 （スクールカウンセラー）

〔取組〕

- （1）学校いじめ防止基本方針を策定する。
- （2）学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。

- (3)「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
- (4)学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
- (5)いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。(事故報告書による情報の共有)
- (6)いじめの疑いに関する情報があつた時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
- (7)構成員は、生徒指導部会を基本とするも、緊急対処に際しては関係職員や必要に応じてスクールカウンセラーをメンバーとする等、柔軟に定める。

4 いじめ防止のための方針

- (1)人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (2)生徒のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (3)発達の段階に即した確かな生徒理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの未然防止・早期発見に努める。
- (4)学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの未然防止に努める。
- (5)学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5 具体的な取り組み

(1)いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての生徒を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

- ア いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し
 - ・学校いじめ防止年間計画の作成と年度末における見直し
 - ・教師用のチェックリストの作成と活用
- イ 道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実
 - ・全教育活動を通して、道徳教育の推進
 - ・生徒会活動等、生徒の自発的な活動の展開
 - ・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
 - ・自然体験や宿泊体験、職場体験等の推進
 - ・人権教育等の推進
 - ・読書活動の推進
- ウ インターネットを通じて行われるいじめ防止対策の推進
 - ・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
- エ 教職員研修の推進
 - ・職員会議でのいじめ防止の共通理解
 - ・いじめの防止に関する事例研修の実施
 - ・生徒指導の実践上の視点を重視したわかる授業の展開

- ・教職員の生徒を傷つける発言、不適切な指導等や体罰根絶に向けた研修
- オ 保護者や地域住民等への啓発活動
 - ・いじめ防止対策推進法の家庭・地域への周知
 - ・「いじめゼロ宣言」の生徒会での採択と周知
 - ・道徳の授業の一般公開
 - ・その他

(2) 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア 早期発見のための措置

- ・日常的な一人一人への声かけ
- ・「デイリーライフ」等の活用
- ・昼休み等授業時間外での、生徒の人間関係の観察
- ・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
- ・いじめ等生徒の悩みのアンケート調査実施
(年4回：4月下旬、7月夏季休業前、10月上旬、1月中旬)
- ・保護者を対象とした定期的ないじめに関するアンケート調査の実施
- ・定期的な教育相談の実施（7月はQU検査も実施する）
(年2回：5月中旬、11月中旬)

イ 相談体制の整備

- ・生徒と教職員の豊かな人間関係の構築
- ・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
- ・相談箱の活用
- ・いじめについて「話す勇気」の指導
- ・生徒の相談記録等、情報の教職員による共通理解
- ・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先
電話番号 76-5261 担当：教頭・生徒指導主事・養護教諭

(参考) 多古町ほっとダイヤル <教育委員会対応>

電話番号 76-5411

(3) いじめに対する対処

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従い、組織的に対応する。

以下概要

ア いじめの認知

- ・いじめの疑いについての初期情報の把握
保護者や地域住民等からの相談先
学校電話番号 76-5261

イ 初期対応

- ①学校いじめ対策委員会で初期対応の方針の決定
- ②教育委員会への報告と連携
- ③いじめられている生徒及びその保護者への方針説明
- ④事実関係を明確にする調査
- ⑤初期支援（指導）

ウ 二次対応

- ⑥情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）
- ⑦保護者への報告と支援・助言

エ 長期対応

- ⑧関係生徒の心のケア
- ⑨再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ 重大事態発生時の関係機関との連携

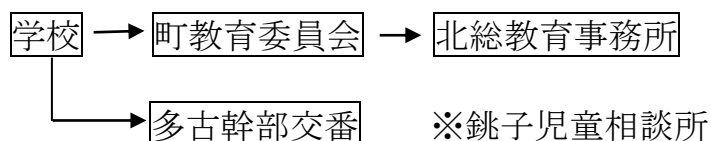
参考）重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第28条より）

（ア）いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

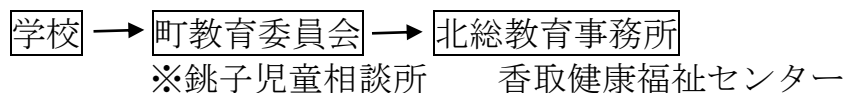
（イ）いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認めるとき

〈報告連絡体制について〉

（ア）の場合



（イ）の場合



（4）いじめの解消

ア いじめに係る行為が止んでいること

心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月経過していること。

イ 本人及び保護者へ面接で確認すること

被害生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認すること。

6 その他

（1）学校いじめ防止基本方針の啓発

（学校ホームページで公開するとともに、年度始めの保護者会で配布）

（2）学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

（3）その他いじめの防止に関する措置

令和7年4月 改訂